

ADRの現場から

154

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟で、もつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(1)では、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

今回は、賃貸借契約に関する相談事例を紹介します。A社としては、ベランダに物を置いていたというまずは、外国人社員の寮として不動産会社と賃貸借契約を結んだA社の事例です。外国人社員が居住中のある週末、本人不在時にベランダに置いてあつたソファアより発火してしまいました。発火原因は、上階階からのタバコの投げ捨てと考えられたのですが、不動産会社側からは、「本來であれば物を置いてはいけないランダに物を置いていたのも要因の一つ」とし、敷金全額を部屋の復旧工事の費用の一部に充てると通達され

ました。A社としては、ベランダに物を置いていたという落ち度はあるが、預けた敷金を全額使用されるというのは納得ができます。ADRによる話し合いでも賠償額の減額を打診しようと考えていました。次に、多額の原状回復費用を請求されてしまつたB氏の事例です。B氏は、ある戸建住宅に古すぎるため改装したい旨を、仲介してくれた不動産会社に責任を追及しようと考

えだため、ADRの実施を検討していました。最後は、分譲マンションの一室において事業用賃貸借契約を結んだ画家C氏の事例です。C氏は事前に不動産仲介会社に伝え、80万円程度で改装して使用していました。しかし、退去の際に貸主から2

日本不動産仲裁機構

20万円もの原状回復費用の請求書

を送られてしまい

ました。B氏としては、そもそも、不動産会社の了解を得た「貸主の了解を得た」と認識して改裝をしており、わざわざ以前の状態に戻すこと共に、「なぜそのまま使用しようと思わないのか」と理解ができませんでした。

つたがって、B氏はまずは話し合いで原状回復を求める貸主と真意を知ると共に、改裝時に不動産会社からの報告がなかつたのであれば、不動産仲介会社と貸主は全く交渉の仕合になりました。しかし、不動産仲介会社と貸主は全く交渉の仕合になりました。そこで、第三者に介入してもらおうと考えたのです。

以上、賃貸借契約に関するトラブル相談をみていくと、やはり不動産仲介会社が関わってきたことになります。不動産仲介会社の皆さまは、ぜひ平素から「小さな疑問や不安」などは見過ごさず、その都度確認をするようにして、後になつてトラブルが大きくなつて頭

●法務大臣認証ADR機関

日本不動産仲裁機構

電話

03 (3524) 8013